

**令和 7 年度障がい者芸術文化祭
舞台芸術鑑賞事業（瑞宝太鼓との技術交流、活動披露、鑑賞）委託業務
企画提案公募（プロポーザル）実施要領**

この要領は、「令和 7 年度障がい者芸術文化祭 舞台芸術鑑賞事業（瑞宝太鼓との技術交流、活動披露、鑑賞）委託業務」を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

（1）委託業務の内容

別紙「令和 7 年度障がい者芸術文化祭 舞台芸術鑑賞事業（瑞宝太鼓との技術交流、活動披露、鑑賞）委託業務仕様書」のとおり

（2）履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

（3）委託契約金額の上限

3,450,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

本企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、以下の資格要件を全て満たしていること。

- （1）愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- （3）愛媛県競争入札参加資格者名一覧に登録されていること。（若しくは参加申込書の提出までに登録が予定されていること）。
- （4）銀行取引停止処分を受けていないこと。
- （5）企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （6）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- （7）共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに（1）～（6）の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

3 スケジュール

（1）実施要領等の公開

令和 7 年 4 月 15 日（火）

（2）参加申込書及び実施内容等に関する質問書の提出期限

令和 7 年 4 月 22 日（火） 17 時

（3）企画提案に関する質問書の回答

令和 7 年 4 月 24 日（木）（予定）

（4）企画提案書の提出期限

令和 7 年 4 月 30 日（水） 17 時

（5）審査

令和 7 年 5 月上旬

（6）審査結果の通知

令和 7 年 5 月上旬

4 応募の手続

参加者は、参加申込書、企画提案書及び必要書類をそれぞれの提出期限までに担当窓口提出すること。

(1) 担当窓口

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 在宅福祉係

所在地：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

T E L：089-912-2423

F A X：089-931-8187

電子メール：syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

※電話による問い合わせ及び書面提出の受付時間は、執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時まで）とする。

(2) 実施要領等の公開

ア 日付

令和7年4月15日（火）

イ 方法

愛媛県ホームページに掲載する。

(3) 参加申込

参加者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

ア 提出書類及び部数

①参加申込書（様式1）

②会社概要（様式2）

③誓約書（様式3）

④委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式4）

・委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること。

・委託業務共同企業体協定書は契約締結時に提出して差し支えない。

イ 提出期限

令和7年4月22日（火） 17時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※メール件名は、「舞台芸術鑑賞事業（瑞宝太鼓との技術交流、活動披露、鑑賞）委託業務に関する参加申込」とすること。

エ 参加を取り下げる場合は、令和7年4月25日（金）までに参加辞退届（様式5）1部を提出すること。

(4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問の受付は、質問書（様式6）により受け付ける。

ア 受付期間

公募開始の日から令和7年4月22日（火） 17時まで（必着）

イ 提出方法

質問書（様式6）を用いて電子メールで提出すること。

※メール件名は、「舞台芸術鑑賞事業（瑞宝太鼓との技術交流、活動披露、鑑賞）委託業務に関する質問」とし、送信後、上記4（1）の担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

ウ 回答方法

参加申込書を提出したすべての者に電子メールで回答する。ただし、質問又は回

答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 企画提案書の提出

参加者は、次により企画提案書を提出すること。なお、提案は各者1案とする。

ア 提出書類及び部数

① 企画提案書（様式7） 8部（うち正本1部）

- ・形式はA4版縦、横書き、左綴じとすること。
- ・ページ数は20ページ以内とすること。
- ・別紙審査基準に対応する内容を記載すること。提案内容のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真などを使用しても構わない。
- ・事業の実施スケジュールを示した、実施計画書（工程表、ロードマップ等を含む。）を明記すること。
- ・業務実施体制を明記すること。

② 見積書 1部

- ・見積金額は、積算内訳を記載すること

③ 協力を得る予定の業務内容及び協力事業者（参考様式1） 1部

イ 提出期限

令和7年4月30日（水） 17時まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

エ 留意事項等

- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

5 審査及び選定方法

(1) 選定方法

- ア 県が設置する審査会において、審査委員による書面審査を行い、業務予定者を決定する。
- イ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務予定者として選定する。審査得点が6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」に基づき、総合的に審査・評価する。

6 業務予定者の選定

- (1) 審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を業務予定者として選定する。
- (2) 選定結果は、次のとおり審査対象となった全ての参加者に通知する。
 - ア 通知日：令和7年5月上旬
 - イ 方法：文書で通知する。
- (3) 審査内容は公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

7 契約

(1) 契約の締結

審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務契約を締結する。その際、提出された企画提案書の内容等について、一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書(案)のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。

8 公正な企画提案の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) プロポーザルに関し、提出された参加申込書及び企画提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。

(2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県地了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(4) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(5) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

(6) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。

(7) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。

(8) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

10 問い合わせ先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 在宅福祉係 喜馬（きば）

所在地：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

T E L : 089-912-2423

F A X : 089-931-8187

電子メール：syougaihukus@pref.ehime.lg.jp